



IWAY 基準 アニマルウェルフェア セクション

アニマルウェルフェア（動物福祉）セクションは、動物関連製品を提供するサプライヤーに適用されます。要件は一般セクションに加え、イケアのバリューチェーンにおける動物の取り扱いに適用されます。



10 アニマル ウェルフェアへ の取り組み

必須

- AW 10.1 動物たちの栄養失調、空腹、脱水を避けながら、計画的に飼料を与えること。パフォーマンス・エンハンサー を与えることや、強制給餌、強制換羽されないこと。
- AW 10.2 動物の健康は、けが、病気、痛みを回避するように管理され、最低限、以下の内容を含むこと。
- 動物は屠殺される前にスタンニングされること。
 - 動物を虐待しないこと。
 - 牛の脱尾、ライブブラッキング、ミュールシング、顔への焼き印は行われないこと。
 - 健康計画は、獣医師と共に作成され、毎年見直される。抗生物質は、成長促進や 集団 予防 の目的には使用されないこと。
 - 動物は、目的の場所への輸送に耐えられる健康状態の場合のみ輸送されること。
- AW 10.3 動物の健康を守り、動物が自然に行動することが可能な環境条件である。最低限として以下が含まれること。
- 動物は極端な拘束飼育 環境下でないこと。
 - 動物には意味のあるエンリッチメント が適用されること。
 - 動物は輸送中を含め、気温によるストレスを受けないこと。

基本

- AW 10.4 労働者 は、動物の正常、異常行動の指標を理解し、動物の健康と福祉を守る力量があること。
- AW 10.5 イケアの組織の要件に従い、動物の固有種を対象にしたすべての要求事項を遵守すること。

	上 級
AW 10.6	動物の肉体的・永続的な改変を日常的に行わないこと。
AW 10.7	アニマルウェルフェアの改善計画は、年間目標を掲げて実施され、12か月ごとに再評価および更新されること。

	優 秀
AW 10.8	動物が本来の行動を取る、または自分の環境をコントロールできるように、最新技術、飼育場所の再設計、革新的な方法を通して支援・実施すること。



定義・用語集

極端な拘束飼育

動物に深刻な身体的および行動的制限をし、身動きを制限するシステム（ケージ、連続的に縄でつないでおく、または動物の物理的・行動的欲求を損なう過密な環境）。

意味のあるエンリッチメント

以下の動物の飼育に関する方策。

- 動物本来の正常な行動を促し、異常行動を減らすこと。
- 飼育環境において、恐怖反応を最小限に抑えるために、動物が幼い頃に各環境へ配置されること。
- 動物にとって快適な環境を維持すること。
- 自然な行動を行えるようにすること。

特定の場所で本来の動物らしい望ましい行動を引き出すためには、多数の動物が使用できるよう以下のような用品の質と量を確保しなければならない。

例として、産卵期の鶏用の止まり木、アヒル用の水の供給、牛用の手入れブラシ、子牛用の住居、豚用のルーティング用の材料など。

パフォーマンス・エンハンサー

成長促進剤、ホルモン剤、生産促進剤、治療効果のない抗生物質など、パフォーマンスを促進するために使用される動物に与えられる物質。

予防

病気を防ぐために動物に投与される抗生物質の治療。

サプライヤー

製品や部品、原材料、サービスの提供するイケアと契約を結んでいる会社や組織、すべての下請け業者を意味する。IWAY関連文書では、サプライヤーという用語は、サプライヤー、サービス業者、およびその他契約関係者に適用される。

気温によるストレス

動物へ悪影響を及ぼす、熱気または冷気などの動物の環境条件（温度、湿度、風速、放射）のストレス。

虐待

動物を投げる、蹴る、引きずる、殴るなどの暴力行為。

労働者

フルタイムまたはパートタイムで仕事をする者。出来高払いの労働者、職業訓練生、試用期間中の労働者、および現場で週18時間以上働く下請け契約労働者を含む。